

環境制御装置等のリース導入機器が 被災した場合の対応について

環境制御技術普及促進事業および産地パワーアップ事業で環境制御装置等をリース導入されている場合は、リース会社が動産総合保険に加入しています。機器修理の際は保険が適用されますので、以下の手順をご参考下さい。

【手続き手順】

- ①リース会社へ連絡
- ②写真（損害状況を確認できるもの）準備
- ③修理業者へ連絡し、修理
- ④保険会社への請求手続き
- ⑤県への報告手続き

（注）H28年度までに事業導入した環境制御装置等について

・H28年度まではリースではないので、修繕は自己加入の保険等で修繕を行うこととなります。

- ①写真（損害状況を確認できるもの）準備
- ②修繕は自己加入の保険等を利用して修繕
- ③県への報告手続き

【問い合わせ先】

産地・流通支援課

担当：戸梶（加）、島本

TEL：088-821-4514 FAX：088-873-5162